

有料老人ホーム重要事項説明書(入居時自立者用)

作成日 平成 23 年 7 月 1 日

1. 事業主体概要

事業主体名	株式会社 ハーフ・センチュリー・モア
代表者名	三木 得五郎
所在地・電話番号	東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 30 階 TEL:03-3505-6688
資本金	120 億円
主な出資者とその金額 又は比率	(株)メディ・コープ 17.5 億円, ヘルスケア商栄福祉協同組合 13.6 億円, (株)ヘルスケア・ジャパン 13.2 億円, (株)ミスター・クリーン 6 億円, (株)オリンピア 6 億円 (株)ニューオータニ, (株)テーオーシー, セコム(株), (株)東急百貨店, (株)三井住友銀行 各 2 億円他
設立年月日	昭和 54 年 5 月 25 日
直近の事業収支決算額	(収益) 17,710,849千円 (費用) 16,236,053千円 (損益) 1,474,795千円 (平成21年5月1日～平成22年4月30日 金額は千円未満切捨てて表示)
主要取引金融機関	(株)三井住友銀行, (株)みずほ銀行, (株)三菱東京UFJ銀行
会計監査人との契約	あり (公認会計士 高橋喜一)
他の主な事業	なし

2. 施設概要

施設名	「サンシティ横浜」	
施設の類型及び 表示事項	類型	介護付(<u>一般型</u>)・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式 禁止事項を遵守しない場合は施設側から契約解除をお願いする場合があります。
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	1 県指定介護保険特定施設 (番号 第 1470600923、指定年月日 平成 17 年 10 月 1 日) 介護専用型・ <u>混合型</u> 混合型(外部サービス利用型)・ 地域密着型・ <u>介護予防</u> ・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用型
	居室区分	全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護にかかわる職員体制	1.5:1 以上 要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来にわたり、要介護者 1.5 人に対して職員 1 人以上の割合(年度ごとの平均値)で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの職員配置基準(3:1 以上)を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領出来るとされています(健康管理費を含む)。 なお、職員配置基準は、非常勤職員を常勤職員に換算する方式で行います。また、常時要介護者 1.5 人に職員 1 人がお世話するものではありません。
提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可() 2 提携ホーム移行型()	
開設年月日	平成 17 年 10 月 20 日	

施設の管理者名	安中 恒雄	
所在地・電話番号	神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町 1625-1 TEL:045-338-7800	
交通の便	JR 横須賀線「東戸塚」駅下車、車で約 10 分(5.3Km)。 または、相鉄本線「和田町」駅下車、車で約 7 分(2.4Km)。 JR 横須賀線、東海道線「横浜」駅下車、車で約 15 分(6.4Km)。	
敷地概要	権利形態	所有 ・ 借地
	敷地面積	84,350 m ²
建物概要	権利形態	所有 ・ 借地
	建物の構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 6 階地下 1 階建(耐火)・準耐火 ・ その他)
	延床面積	56,012 m ² (うち有料老人ホーム 55,974 m ²)
	建築年月日	平成 17 年 9 月 30 日建築
	建築確認の用途指定	有料老人ホーム ・ その他()

居室(一般居室・介護居室)、一時介護室の概要	居室総数: 600 室 定員 840 名 (一般居室 720 名 ¹ 、介護居室 120 名) 一時介護室を除く				
	(内訳)	居室定員	室数	面積	備考
	一般居室	個室	480 室	44.55 m ² ~ 82.25 m ²	ウエスト館 248 室・イースト館 232 室
		うち 2 人定員	480 室	44.55 m ² ~ 82.25 m ²	イースト館 1 階の 16 室のみ特定ペット飼育可
		2 人部屋(相部屋)	- 室	m ² ~ m ²	(2101、2102、2103、2105、2106、2107、2108、
		- 人部屋(相部屋)	- 室	m ² ~ m ²	2121、2122、2123、2125、2126、2127、2128、 2130、2131 号室)
	介護居室	個室	120 室	22.3 m ² ~ 27.9 m ²	居室は全てウエスト館の介護区画内
		2 人部屋(相部屋)	- 室	m ² ~ m ²	
		人部屋(相部屋)	- 室	m ² ~ m ²	
	一時介護室	個室	- 室	m ² ~ m ²	
2 人部屋(相部屋)		- 室	m ² ~ m ²		
人部屋(相部屋)		- 室	m ² ~ m ²		
1 一般居室の定員 720 名は、480 室の内 50%が 2 人入居になることを想定					

共用部分・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	ウエスト館、イースト館、ロイヤルケア(介護区画:ウエスト館内)				
	共同生活室(ユニットケアの場合)	設置階	-	(- m ²)	
	食堂	設置階	ウエスト館 1 階、イースト館 1 階	(計 1,489 m ²)	
			ロイヤルケア 3 階、4 階、5 階、6 階	(計 356 m ²)	
	浴室(一般浴槽)	設置階	ウエスト館 3 階、イースト館 3 階	(計 415 m ²)	
	浴室(特別浴槽)	設置階	ロイヤルケア 3 階、4 階、5 階、6 階	(計 92 m ²)	
	便所	設置箇所	各居室 ウエスト館 1 階、3 階、イースト館 1 階、3 階、地下 1 階に共用 ロイヤルケア 3 階、4 階、5 階、6 階に共用		
	洗面設備	設置箇所	各居室、 ウエスト館 3 階・イースト館 3 階に共用 ロイヤルケア 3 階、4 階、5 階、6 階に共用		
	医務室(健康管理室)	設置階	イースト館 1 階	(59 m ²)	
談話室/応接室/面談室	設置階	談話室	ウエスト館 1 階、イースト館 1 階 ロイヤルケア 3 階、4 階、5 階、6 階	(計 333 m ²) (計 120 m ²)	
		応接室	ウエスト館 1 階 ロイヤルケア 3 階	(48 m ²) (7 m ²)	

事務室	設置階	ウエスト館 1 階、 イースト館 1 階、 ロイヤルケア 3 階
宿直室	設置階	-
洗濯室	設置階	ロイヤルケア 3 階、 4 階、 5 階、 6 階 (計 41 m ²)
汚物処理室	設置階	ロイヤルケア 3 階、 4 階、 5 階、 6 階
看護・介護職員室	設置階	ロイヤルケア 3 階、 4 階、 5 階、 6 階
機能訓練室	設置階	ロイヤルケア 3 階 (21.35 m ²)
健康・生きがい施設	設置階	AVルーム ウエスト館 1 階 (70 m ²)
		和室 ウエスト館 1 階 (60 m ²)
		サンシティホール ウエスト館 1 階 (330 m ²)
		ホール ウエスト館 1 階 (36 m ²)
		アトリ ウエスト館 1 階 (80 m ²)
		麻雀室 ウエスト館 1 階、 イースト館 1 階 (計 75 m ²)
		ビリヤードコーナー イースト館 1 階 (99 m ²)
		クラブルーム ウエスト館 1 階、 イースト館 1 階 (計 85 m ²)
		温水プール イースト館地下 1 階 (120 m ²)
		フィットネスルーム イースト館地下 1 階 (117 m ²)
	ヘアサロン ウエスト館 2 階、 イースト館地下 1 階 (55 m ²)	
外来者宿泊室	設置階	- (空室を利用して 5 部屋用意) (m ²)
エレベーター		ウエスト館:3 基、 イースト館:3 基、 ロイヤルケア 2 基 (ストレッチャー搬入 <input checked="" type="checkbox"/> 可、 不可 <u>8</u> 基)
スプリンクラー		全館設置 (各居室・設備・廊下)
その他		エントランスロビー、フロント、サービスカウンター、メールルーム、ラウンジ、自動販売機コーナー、クリンルーム、駐車場等

「サンシティ横浜」は建築基準法に基づいた建築検査を受け、横浜市からの建築確認済証明を受けています。(第H17 確更建築横浜西部 00029 号)

緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所(ウエスト館、イースト館) 居室内に生活安全センサーを設置してありますので、一定時間(基本 12 時間)以上生活動作がない場合には、異常を感知いたします。 また、一般居室、男女大浴場、共用トイレ、居室内トイレ・浴室に緊急コールを備え付けてあり、昼夜を問わずに常時最寄りの事務所にて応答します。(一般居室のみ会話可能) 尚、必要に応じ協力医療機関に相談し対応いたします。
	緊急通報装置等の種類及び設置箇所(ロイヤルケア) 居室各ベッドサイドに通話可能な緊急コール、居室内トイレ、共用部分各浴室及びトイレに緊急コールを設置。緊急コールに対しては常時最寄りのケアステーションまたはスタッフ(介護及び看護職員)の持つPHSにて対応します。また、昼夜を問わずスタッフが必要に応じて居室への巡回サービスを行います。
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要	横浜メディカルクリニック (医療法人社団 洋和会 内科) (38 m ²)
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	

3. 利用料

費用の納入方式	<ul style="list-style-type: none"> ・入居一時金 入居申込時に 50 万円、入居契約時に 20% から 50 万円を引いたもの、入居日前日までに残りの 80% を事業者指定の銀行へお振込みいただきます。 ・健康管理費 入居契約時に 20%、入居日前日までに残りの 80% を事業者指定の銀行へお振込みいただきます。 ・月額利用料、その他 毎月の請求による月払い(口座引き落とし)。 																																				
入居一時金 (介護費用の一時金を除く)	<p>1 人入居の方 2,570 万円 ~ 9,340 万円 【最多 4,400 万円台 33 戸】</p> <p>2 人入居の場合は、追加入居一時金 1,000 万円が加算されます。</p> <p>(詳細は別紙の通り)</p>																																				
用途	一般居室や介護居室、共用部分の終身にわたる利用権取得のための費用。																																				
算定の基礎	一般居室や介護居室、共用部分の 15 年分の家賃として計算。																																				
解約時の返還金(算定の方法など)	<p>1 人入居の場合 $\text{入居一時金} \times 0.85 \times (\text{180 ヶ月} - \text{入居経過月数}) / \text{180 ヶ月}$</p> <p>2 人入居の 1 人目の場合 $\text{追加入居一時金} \times 0.85 \times (\text{180 ヶ月} - \text{2 人入居経過月数}) / \text{180 ヶ月}$</p> <p>2 人入居の 2 人目の場合 $\text{入居一時金} \times 0.85 \times (\text{180 ヶ月} - \text{本契約の償却開始月からの入居経過月数}) / \text{180 ヶ月}$</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般居室の鍵引渡し日に 15% を償却するとともに、1 ヶ月ごとに約 0.47% ずつ 180 ヶ月(15 年)で償却します。 2 返還金精算時の端数千円未満は切り上げて千円とします。 3 15 年経過後は、返還金がなくなります。 4 追加入居一時金の償却期間も 15 年 5 返還金は、契約終了日の翌日から起算して 90 日以内に返還。 <p>入居一時金(4,200 万円の場合)の返還金一覧表(単位:万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>入居経過年数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>3,332</td> <td>3,094</td> <td>2,856</td> <td>2,618</td> <td>2,380</td> <td>2,142</td> <td>1,904</td> <td>1,666</td> </tr> <tr> <td>入居経過年数</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>1,428</td> <td>1,190</td> <td>952</td> <td>714</td> <td>476</td> <td>238</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table> <p>償却開始日から 90 日以内に退去の場合 償却開始日から 90 日以内のご退去のお申し出があった場合は、 入居一時金(お二人入居でお一人途中退去の場合は追加入居一時金)、健康管理費ともに、 居室明け渡し日までの日割り計算に基づき返還いたします。 返還金 = {入居一時金 + 健康管理費(税込み)} × (5,475 日 - 入居日数) / 5,475 日</p>	入居経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	返還金額	3,332	3,094	2,856	2,618	2,380	2,142	1,904	1,666	入居経過年数	9	10	11	12	13	14	15		返還金額	1,428	1,190	952	714	476	238	0	
入居経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8																													
返還金額	3,332	3,094	2,856	2,618	2,380	2,142	1,904	1,666																													
入居経過年数	9	10	11	12	13	14	15																														
返還金額	1,428	1,190	952	714	476	238	0																														
初期償却率	入居一時金・追加入居一時金の 15%																																				
償却開始日	一般居室の鍵引渡し日																																				

入居時に満 80 歳以上の方はこちらをお選びいただくこともできます。

入居一時金 (介護費用の一時金を除く)	1 人入居の方 2,480 万円～7,470 万円 【最多 3,500 万円台 37 戸】 2 人入居の場合は、追加入居一時金 1,000 万円が加算されます。 (詳細は別紙の通り)																								
用途	一般居室や介護居室、共用部分の終身にわたる利用権取得のための費用。																								
算定の基礎	一般居室や介護居室、共用部分の 10 年分の家賃として計算。																								
解約時の返還金(算定の方法など)	<p>1 人入居の場合 入居一時金 × 0.8125 × (120 ヶ月 - 入居経過月数) / 120 ヶ月</p> <p>2 人入居の 1 人目の場合 追加入居一時金 × 0.8125 × (120 ヶ月 - 2 人入居経過月数) / 120 ヶ月</p> <p>2 人入居の 2 人目の場合 入居一時金 × 0.8125 × (120 ヶ月 - 本契約の償却開始月からの入居経過月数) / 120 ヶ月</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般居室の鍵引渡し日に 18.75% を償却するとともに、1 ヶ月ごとに約 0.68% ずつ 120 ヶ月(10 年)で償却します。 2 返還金精算時の端数千円未満は切り上げて千円とします。 3 10 年経過後は、返還金がなくなります。 4 追加入居一時金の償却期間も 10 年 5 返還金は、契約終了日の翌日から起算して 90 日以内に返還。 <p>入居一時金(3,100 万円の場合)の返還金一覧表(単位:万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>入居経過年数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>2,372</td> <td>2,108</td> <td>1,844</td> <td>1,581</td> <td>1,318</td> </tr> <tr> <td>入居経過年数</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>1,054</td> <td>790</td> <td>527</td> <td>263</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>償却開始日から 90 日以内に退去の場合 償却開始日から 90 日以内のご退去のお申し出があった場合は、 入居一時金(お二人入居でお一人途中退去の場合は追加入居一時金)、健康管理費とともに、 居室明け渡し日までの日割り計算に基づき返還いたします。 返還金 = {入居一時金 + 健康管理費(税込み)} × (3,650 日 - 入居日数) / 3,650 日</p>	入居経過年数	1	2	3	4	5	返還金額	2,372	2,108	1,844	1,581	1,318	入居経過年数	6	7	8	9	10	返還金額	1,054	790	527	263	0
	入居経過年数	1	2	3	4	5																			
返還金額	2,372	2,108	1,844	1,581	1,318																				
入居経過年数	6	7	8	9	10																				
返還金額	1,054	790	527	263	0																				
初期償却率 償却開始日	入居一時金・追加入居一時金の 18.75% 一般居室の鍵引渡し日																								
介護費用の一時金	健康管理費 525 万円(税込み)/1 人																								
算定の基礎	<p>・特定施設サービス利用契約を締結するまでの健康診断・人間ドック、看護師による健康相談、 疾病時の一時的な看護、介護の費用(病院への送迎、事態によっては付き添い、介護居室の 使用、配下膳、洗濯、清掃等)に 178.5 万円</p> <p>・要介護状態となられた時の介護保険給付までの期間のサービスの費用 ・介護認定を受けられた後は、介護保険でカバーされないサービスの費用 (基本は人の配置:要介護者 1.5 対直接処遇人員 1 以上)に 346.5 万円</p> <p>合計 525 万円として合理的な根拠に基づいて、算定しています。 また、ご利用にならない方がいる一方、ご利用になる方は所定の金額以上を必要とされるという性格 のもので、事業者はこの資金全体をプールし、保険的に運用します。</p>																								
	解約時の返還金 (算定方法等)	償却開始月を含む退去までの入居経過月数が 24 ヶ月以内の場合は 50% 返還します。 24 ヶ月を超える場合は返還しません。																							
初期償却率 償却開始日	健康管理費の 50% 一般居室の鍵引渡し日																								

月額利用料	1人 123,900円～169,050円(食費の基本料金21,000円を含む、税込み) 2人 192,150円～282,450円(食費の基本料金42,000円を含む、税込み)																	
内 訳	管理費	1人 102,900円(税込み) 2人 150,150円(税込み)																
	用途	共用部分等の光熱水費、維持管理費、事務費、事務管理部門の人件費																
	食費	1人 66,150円(税込み) 2人 132,300円(税込み) 朝食 525円 昼食 735円 夕食 945円 (各税込み、1人当たり) 1日3食30日召し上がった場合。 食費には基本料金21,000円(税込み)/人を含みます。 (基本料金は召し上がった分に関わらず、お支払いいただきます。) 欠食の場合、特に事前のお申し出などは必要ありません。また、欠食分の食費をいただく事はありません(基本料金の21,000円は除く)。																
	介護費用	不要。(介護保険に係る利用料は別途負担)																
	光熱水費	一般居室内の光熱水費、電話代などは別途実費負担。 (電気・水道・電話の各料金については、「サンシティ横浜」からの請求となります。)																
	家賃相当額	入居一時金に含む。																
	用途																	
	その他																	
改定ルール	人件費、物価の変動、提供するサービス形態の変更、コストの見直し等に基づき運営懇談会の意見も聴いた上で決定します。																	
月額利用料に含まれない実費負担等	光熱水費、電話料金、NHK等の放送受信料、介護用品費、駐車場料金(地上:10,500円/月・地下:15,750円/月)、一部のトランクルーム利用料(3,150円～5,550円/月)、温水プール、フィットネスルームの一部有料プログラム、参加任意のイベント参加料・アラカルトサービス利用料、退去時の一般居室の補修費用等、医療機関で診療を受けた費用のうち、公費又は健康保険で給付される以外の費用等。																	
介護保険に係る利用料	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例) 個別機能訓練加算 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)、 夜間介護体制加算 (<input checked="" type="radio"/> 有・無) 医療機関連携加算 (<input checked="" type="radio"/> 有・無)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>182,979円</td> <td>18,298円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>204,924円</td> <td>20,493円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>226,869円</td> <td>22,687円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>248,501円</td> <td>24,851円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>270,759円</td> <td>27,076円</td> </tr> </tbody> </table> ()平成18年3月31日までに「要支援」認定を受けた利用者は、「要支援」認定の有効期間終了までの間、「経過的要介護」という呼称で扱われます。		月 額	自己負担額	要介護1	182,979円	18,298円	要介護2	204,924円	20,493円	要介護3	226,869円	22,687円	要介護4	248,501円	24,851円	要介護5	270,759円
	月 額	自己負担額																
要介護1	182,979円	18,298円																
要介護2	204,924円	20,493円																
要介護3	226,869円	22,687円																
要介護4	248,501円	24,851円																
要介護5	270,759円	27,076円																
介護保険に係る利用料	介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例) 個別機能訓練加算 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)、 医療機関連携加算 (<input checked="" type="radio"/> 有・無)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>64,476円</td> <td>6,448円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>147,867円</td> <td>14,787円</td> </tr> </tbody> </table>		月 額	自己負担額	要支援1	64,476円	6,448円	要支援2	147,867円	14,787円								
	月 額	自己負担額																
要支援1	64,476円	6,448円																
要支援2	147,867円	14,787円																
一時金の返還金の保全措置	有・無 (社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金制度に加入 (当社が個々の入居者について基金に拠出金を支払う事により、万一倒産等のため、入居者全てが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、保証金として500万円が支払われる制度)																	

サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	有 ・ 無 (社)全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム損害賠償責任保険」に加入。 (サービスの提供上で事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償する。)
消費税の対象外とする利用料など	入居一時金(健康管理費を除く)、特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス提供に際し、非課税と定められたもの(オムツ代など) なお、それ以外の費用は消費税等を含んだ金額です。

4. サービスの内容

月額利用料 (介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く)に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	食事・健康面・趣味・人間関係等の生活相談は職員が実施 財産管理や運用等に関しては専門家を紹介 業者の紹介サービス、サークル活動支援サービス、イベント企画、共用スペースの維持・管理・清掃など
	食費	入居者の選択による一日三食の提供、医師の食事箋による治療食の提供、食堂での配下膳。
	その他	-
介護保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容、頻度等	最終頁の「介護サービス等の一覧表」をご参照下さい。 1ヶ月を超えて当施設の介護サービスをご利用になる場合には、公的介護保険の申請をしていただきます。	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料(自立時)	最終頁の「介護サービス等の一覧表」をご参照下さい。	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容	1. 厨房運営とレストラン内の配下膳サービス:(株)オリンピア ロイヤルケアでの食堂内配下膳及び食事介助は当社直接処遇員が行います。 2. 館内共用部の清掃及び介護居室の清掃:(株)ミスター・クリーン	
苦情解決の体制(相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等)	施設及び本社 【施設担当者 : 安中 恒雄】 電話番号 045-338-7800 【(株)ハーフ・センチュリー・モア コールセンター】 電話番号 0120-630-950 施設及び本社での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。 【社団法人 全国有料老人ホーム協会】 電話番号 03-3272-3781 【神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課】 電話番号 045-210-1111(代表) 【神奈川県保健福祉局地域保険福祉部福祉監査指導課】 電話番号 045-210-1111(代表) 【横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課】 電話番号 045-671-3923 【神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課】 電話番号 045-329-3447	
事故発生時の対応(医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等)	事故対応マニュアルに基づいて、応急処置、協力医療機関への搬入若しくは 119 番通報による他の医療機関への搬入を行うとともに、家族への連絡を行います。また、事故について関係機関に報告するとともに、事故についての検証、今後の防止策を講じます。	
損害賠償	(社)全国有料老人ホーム協会「有料老人ホーム損害賠償責任保険」に加入 介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争・暴動等、入居者の故意によるもの等を除いて速やかに損害を賠償します。但し入居者に重大な過失がある場合には、賠償を減ずることがあります。	
(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	(社)全国有料老人ホーム協会会員 同協会の入居者基金制度に加入	

5.介護を行う場所など

<p>要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所</p>	<p>介護を要する状態になった場合は、介護度に応じ、一般居室又はロイヤルケアの介護居室で介護が受けられます。</p>
<p>入居後</p> <p>一般居室から一時的に介護居室へ移る場合(判断基準・手続き、追加費用の要否、居室利用権の取扱等)</p>	<p>入居契約及び管理運営規程で、一般居室で受けられる介護の範囲を定め(「介護サービス等の一覧表」参照)、入居者処遇委員会がそれを越えた介護が必要と判定した場合は、本人の意思を確認し、身元引受人の意見を聴いた上で、ロイヤルケアの介護居室で介護させていただきます。この場合、一般居室の利用権は存続します。また、月額利用料は変わりませんが、おやつ代として一日105円(税込み)が食費に加算されます。</p> <p>介護居室では、一人当たりの専有面積は、当初入居した一般居室に比して減少します。</p>
<p>居室を移る場合</p> <p>一般居室から介護居室へ、又は介護居室から他の介護居室へ住み替える場合(同上)</p>	<p><u>・一般居室から介護居室への住み替え</u></p> <p>ロイヤルケアの介護居室での介護が通算6ヶ月以上に及ぶか、もしくは将来にわたり一般居室に戻ることが困難と判断された場合、医師の意見と入居者処遇委員会の判定に基づいて、ご本人の同意を得て、身元引受人の意見を聴いた上で、原則として介護居室に住み替えていただきます。</p> <p>介護居室では、一人あたりの専有面積は当初入居した一般居室に比して減少します。なお、住み替えにあたっては新たな入居一時金の費用負担はありません。月額利用料の変更はありませんが、おやつ代として1日105円が食費に加算されます。</p> <p>1人入居の場合は、一般居室の利用権は介護居室の利用権(個室2,400万円)に契約が振り替わり、差額調整をします。計算式は以下の通りです。なお、調整返還金がマイナスの場合、追加費用は必要ありません。</p> <p>(調整返還金)</p> $\text{入居一時金} \times 0.85 \times (180 \text{ヶ月} - \text{介護場所変更までの入居月数}) / 180 \text{ヶ月} - 2400 \text{万円}$ <p>(80歳以上適用価格の場合)</p> $\text{入居一時金} \times 0.8125 \times (120 \text{ヶ月} - \text{介護場所変更までの入居月数}) / 120 \text{ヶ月} - 2400 \text{万円}$ <p>また、住替え差額調整時の償却残期間に応じ、退去精算時の計算方法が変わります。</p> <p>(入居日から住替えまでの入居期間が120ヶ月以上の場合)</p> <p>(80歳以上適用価格の場合は住替えまでの入居期間が60ヶ月以上の場合)</p> $\text{介護場所の変更後の入居一時金残額} \times 0.85 \times \{ (\text{入居一時金償却期間} - \text{変更までの経過月数}) - \text{変更後の経過月数} \} / \text{入居一時金償却期間} - \text{変更までの経過月数}$ <p>(入居日から住替えまでの入居期間が120ヶ月未満の場合)</p> <p>(80歳以上適用価格の場合は住替えまでの入居期間が60ヶ月未満の場合)</p> $\text{介護場所の変更後の入居一時金残額} \times 0.85 \times 60 \text{ヶ月} - \text{変更後の経過月数} / 60 \text{ヶ月}$ <p>2人入居の場合、もう一方が引き続き一般居室に居住するので、差額調整はしません。どちらか一方が退去となった時に退去精算いたします。</p> <p><u>・介護居室から他の介護居室への住み替え</u></p> <p>入居者の心身の状態、生活への適応状況等により必要と認められる場合には、事業者の指定する医師の意見をふまえた上で居室の移動を行う場合があります。居室の移動にあたっては、あらかじめ入居者の意思を確認し、契約者および身元引受人の意見を聴き、一定の観察期間を設けた後に行います。</p>
<p>提携ホームへ住み替える場合(同上)</p>	

6.医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	<p>【横浜メディカルクリニック】 (所在地)同一建物内診療所</p> <p>主な診療科目 内科</p> <p>協力内容 ご入居者の日常の健康管理や診察</p> <p>距離及び所要時間 同一建物内</p>
	<p>【聖マリアナ医科大学 横浜市西部病院】 (所在地)横浜市旭区矢指町 1197-1</p> <p>主な診療科目 循環器内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、脳神経外科、胸部・心臓血管外科、整形外科、神経精神科、腎臓・高血圧内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科 他</p> <p>協力内容 高度医療を必要とする場合の入院、治療</p> <p>距離及び所要時間 車で約 20 分(10km)</p>
	<p>【財団法人船員保険会 横浜船員保険病院】 (所在地)横浜市保土ヶ谷区釜台町 43-1</p> <p>主な診療科目 内科(循環器科、呼吸器科、消化器科)、神経内科、精神科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔外科 他</p> <p>協力内容 高度医療を必要とする場合の入院、治療</p> <p>距離及び所要時間 車で約 10 分(3.4km)</p>
	<p>【東戸塚記念病院】 (所在地)横浜市戸塚区品濃町 548-7</p> <p>主な診療科目 内科、循環器科、外科、整形外科、形成外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科</p> <p>協力内容 高度医療を必要とする場合の入院、治療</p> <p>距離及び所要時間 車で約 15 分(5.4km)</p>
	<p>入居者が医療を必要とする場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)</p>
<p>・病気や怪我の治療は、医療機関で受けていただきます。医療費は健康保険の適用を受けて下さい。健康保険が適用されない場合は、ご入居者の負担となります。</p> <p>・医療を必要とする場合は、協力医療機関への通院・入院により必要な治療を受けられます。</p> <p>・協力医療機関への入院の場合、週 1 回程度の割合で職員がお見舞いに伺い、ご用を承ります。</p> <p>・入院が長期にわたった場合でも、契約は存続しますので、退院後は入院前の一般居室に戻ることができます。</p>	

7.入居状況等

平成 23 年 7 月 1 日現在

入居者数及び定員	人	(定員 840 人 一般居室 720 人 介護居室 120 人)			
入居者内訳	性別	一般居室 男性 209 人	女性 380 人		
		介護居室 男性 19 人	女性 32 人		
	介護の要否別	自立 589 人	要支援 1 1 人	要支援 2 3 人	要介護 47 人
				要介護 9 人	要介護 13 人
				要介護 9 人	要介護 6 人
				要介護 10 人	未認定 0 人
平均年齢	一般居室 79.8 歳 (男性 80.7 歳 女性 79.2 歳)	介護居室 83.8 歳 (男性 84.5 歳 女性 83.4 歳)			
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等)	<p>月 1 回の運営懇談会の他、原則として定期総会を年 1 回開催いたします。但し、施設側と入居者委員(6 名)の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を開催いたします。</p> <p>【定期総会開催状況】 (平成 22 年度) 第 5 回(11 月) 平成 21 年度決算報告、全サンシティ入居状況、申込状況報告。</p> <p>【運営懇談会開催状況】 (平成 21 年度) 第 42 回(7 月) 入居者委員 6 名参加。館内温度について。夜間緊急対応について。 第 43 回(8 月) 入居者委員 6 名参加。入居一時金改訂について。サークルについて。 第 44 回(9 月) 入居者委員 6 名参加。クリニック診療時間延長について。文化祭について。 第 45 回(10 月) 入居者委員 5 名参加。クリニック科目について。生活マナーについて。 第 46 回(12 月) 入居者委員 6 名参加。年末年始の予定について。大浴場管理について。 第 47 回(1 月) 入居者委員 6 名参加。大浴場の利用について。避難経路について。 第 48 回(2 月) 入居者委員 6 名参加。大浴場利用状況について。イベントについて。 第 49 回(3 月) 入居者委員 5 名参加。館内消防設備について。夜間対応について。</p> <p>(平成 22 年度) 第 50 回(4 月) 入居者委員 6 名参加。館内 TV 撮影について。共用部利用時間について。 第 51 回(5 月) 入居者委員 6 名参加。TV 放映について。館内マナーについて。 第 52 回(6 月) 入居者委員 5 名参加。プール清掃について。夜間緊急体制について。 第 53 回(7 月) 入居者委員 6 名参加。入居状況について。夏祭り開催について。 第 54 回(8 月) 入居者委員 6 名参加。夏祭り実施報告について。館内温度管理について。 第 55 回(9 月) 入居者委員 6 名参加。新館開発説明会について。熱中症対策について。 第 56 回(10 月) 入居者委員 6 名参加。イベントのお知らせ。館内での葬儀について。 第 57 回(12 月) 入居者委員 6 名参加。SC 吉祥寺見学、夜間看護師対応について。 第 58 回(1 月) 入居者委員 6 名参加。看護師夜間対応、共用部予約について。 第 59 回(2 月) 入居者委員 6 名参加。共用部エアコン増設、新館工事説明について。 第 60 回(4 月) 入居者委員 5 名参加。東日本大震災の影響について。 第 61 回(5 月) 入居者委員 6 名参加。SC 吉祥寺見学、居室清掃サービスについて。 第 62 回(6 月) 入居者委員 6 名参加。空調設備増設、節電、配水管清掃について。</p>				

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 (16:30～翌 9:30)	備考	
			内、自立者対応			
従業員の 内訳	責任者	1(-)				
	生活相談員	24(5)			(ソ－シャルサービス・リビングサービス)	
	直接処遇職員	47(31)	34.1	1	4	
	内介護職員	38(24)	28.3		3	
	内看護職員	9(7)	5.8	1	1	
	機能訓練指導員	1(1)	0.7		-	
	内理学療法士	(-)			-	
	内作業療法士	(-)			-	
	その他	1(1)	0.7		-	
	計画作成担当者	1(-)			-	介護支援専門員資格有
	医師	(-)			-	
	栄養士	2(-)			-	外部委託
	調理員	10(-)			-	外部委託
	事務職員	4(-)			-	
その他の職員	103(83)			2	外部委託(清掃,設備,食堂等)	
合計	193(120)			6		

注 1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員には、要介護者等に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に 印を付けるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員などの機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等記入。

要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値
要支援 1 の人数	0	0.8	1.1
要支援 2 及び要介護者の人数	34.6	37.1	47.7
指定基準上の直接処遇職員の数(常勤換算数)	11.4	12.3	16.0
ホームに配置する直接処遇職員の数 (常勤換算数・自立者対応の人数を除く)	30.6	30.6	32.9
要介護者等の人数に対する直接処遇職員の数割合	1.1:1	1.2:1	1.5:1

常勤換算の考え方	常勤者:1.0人で換算(この場合の常勤者とは就業規則上のフルタイム勤務者を示す)		
	非常勤者:月当りの勤務延時間数を常勤者が勤務すべき月間勤務時間数で除して換算 (常勤者が勤務すべき月間勤務時間数は暦日30日の月の場合、通常160時間)		
従業者の勤務体制	介護職員	日勤 8:45～17:30 早番 7:30～16:15	夜勤 17:00～翌9:30 遅番 11:30～20:15
	看護職員	日勤 8:45～17:30	夜勤 17:00～翌9:30

介護職員の保健福祉にかかわる資格取得状況

社会福祉士	0人(-人)	ホームヘルパー1級	0人(0人)
介護福祉士	10人(-人)	ホームヘルパー2級	23人(10人)
介護支援専門員	0人(1人)	ホームヘルパー3級	-人(-人)
		無資格	5人(-人)

注)資格を持っている職員が居る場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入。他の資格を持っている職員を()に外数にて記入。

9 入居・退去等

入居者の条件 (年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護等))	<ul style="list-style-type: none"> ・二人入居の場合は、原則としてご夫婦か、両者の関係が三親等以内の血族または一親等以内の姻族であること。 ・年齢制限はありませんが満65歳未満の方(二人入居の場合は両者とも)については所定の入居一時金より年齢に応じた割増金があります。 ・日常生活を自立して営むことのできる健康状態であること。
身元引受人等の条件、義務等	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の身元引受人を原則1名定めていただきます。 身元引受人をたてない場合には、「保証金制度」があります。詳細はお問い合わせください。 <p>「保証金制度」の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.事業者には保証金(70歳未満の方は500万円、70歳以上の方は300万円)を預け入れていただきます。 2.事業者は保証金を次のような場合などの支払いに充当します。 <ul style="list-style-type: none"> イ.急な入院・けがなどでご本人がお支払できない医療費、諸雑費等が生じた場合。 ロ.病気(認知症などにより、本人の判断が出来ない場合も含む)、障害その他の理由で管理費・食費等の支払に支障が生じた場合。 ハ.葬儀等を施設に依頼している場合の執行費用。 3.保証金は退去時以外は終身お返しいたしません。 (身元引受人選定時には保証金全額をお返しいたします。) ご退去時に残額がある場合は、ご入居者本人又は返還金受取人にお返しいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の身元引受人(1名)は、法定相続人が就任するものとしますが、法定相続人がいない場合、その他やむを得ない場合は、事業者の承諾を得て他の方が就任する事が出来ます。 ・入居契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うこととなります。 ・入居者が要介護状態にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を定期的にご連絡させていただきます。 ・入居契約が解除された場合、入居者を引き取ることとなります。 また、入居者が亡くなられた場合には、遺体及び遺留品を引き取るものと致します。

施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続き	<p>< 事業者からの契約の解除 > (入居契約書第 29 条)</p> <p>一. 事業者は入居者が次のいずれかに該当し、かつ、そのことが入居契約を将来にわたり維持することが社会通念上著しく困難と認められるものである場合に、本契約を解除することがあります。</p> <p>1. 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</p> <p>2. 月額利用料、その他の支払いを正当な理由なくしばしば遅滞するとき。</p> <p>3. 以下に定める禁止または制限される行為の規定に違反したとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">入居者は施設の利用にあたり、施設またはその敷地内において次の各号に掲げる行為を行うことはできません。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ. 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管する</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ. 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入、または備え付ける</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ. 配水管その他を腐食する恐れのある液体等を流す</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ. テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与える</p> <p style="padding-left: 2em;">ホ. 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育する</p> <p style="padding-left: 2em;">入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は他の入居者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ. 観賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動植物以外の犬、猫等の動物や植物を施設またはその敷地内で飼育する</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ. 居室及び予め定められた場所以外の共用部分または敷地内に物品を置く</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ. 施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ. 施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する</p> <p style="padding-left: 2em;">ホ. 管理運営規程その他の文書において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為</p> <p>4. 入居者の行為が他の入居者の生活に重大な影響や危害を及ぼす恐れがあり(罵詈雑言、暴力行為、他人への迷惑行為他)、また、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止する事ができないとき。</p> <p>二. 前項の規定に基づく契約の解除は、事業者は次の手続きによって行います。</p> <p>1. 契約解除の通告について 90 日の予告期間をおく。</p> <p>2. 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人に弁明の機会を設ける。</p> <p>3. 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。</p> <p>三. 本条第一項 4号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加え、次の各号の手続きを行います。</p> <p>1. 医師の意見を聴く。</p> <p>2. 一定の観察期間をおく。</p>
	<p>< 入居者からの契約の解除 ></p> <p>一. 入居者は事業者に対して、別途定める解約届けを退去日の少なくとも 30 日前に提出することにより、本契約を解除することができます。</p> <p>二. 入居者の居室は、前項の契約解除日までに事業者に対して明け渡すものとします。</p> <p>三. 入居者が前項の解約届けを提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して 30 日目をもって、本契約は解約されたものとみなします。</p>
	<p>< 入居一時金の返還について ></p> <p>「3 利用料 解約時の返還金」に基づき計算し、契約終了日の翌日から起算して 90 日以内に返還します。</p>

前年度1年間の事業者からの契約解除件数	0 件
体験入居	原則、2泊3日以内の日程で、体験入居が可能です。(1泊2日 2食付 5,985円)

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

_____号室

_____様

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名_____印

私は、貴社の施設「サンシティ横浜」に入居を申し込むにあたり、貴社(職員)から、施設の内容、重要事項説明書、契約条件、ならびに施設の管理運営規程についての説明を受け、受領いたしました。

後日のため、このことを確認いたします。

なお、入居しました際は、施設の運営方針に従い、他の入居者との協調に心掛けると共に、施設の円満な運営に協力いたして参ります。

入居者署名_____印

入居者署名_____印

<介護サービス等の一覧表>

下記サービス内容および回数等は標準的なものを記しています。実際に提供される介護サービスは、入居者処遇委員会にて個別の入居者の介護状況を判定し、個人別にケアプランを策定したうえで、援助を実施いたします。

介護度	自立		自立 ・要支援 ・要介護		要介護		要介護	
介護を行う場所	一般居室		一般居室（場合によっては一時介護室、介護居室）		一時介護室又は介護居室（場合によっては一般居室）		原則、一時介護室又は介護居室	
介護サービス内容	健康管理費に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	健康管理費及び保険給付対象に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	健康管理費及び保険給付対象に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	健康管理費及び保険給付対象に含まれるサービス	その都度徴収するサービス
巡回サービス (必要に応じ介助実施) 昼間 9:00～17:00 夜間 17:00～9:00	—	—	必要に応じて 必要に応じて	—	必要に応じて 必要に応じて	—	必要に応じて 必要に応じて	—
食事 ロイヤルケアのリビングダイニングでの配膳下膳 居室への配膳下膳 食事介助 (は一時介護室、介護居室にて提供。 は看護師の判断により必要に応じて実施)	—	ご本人希望による場合1回735円	必要に応じ毎食時配膳・下膳実施 必要に応じて配膳・下膳実施 必要に応じて食事介助実施	ご本人希望による場合1回735円	必要に応じ毎食時配膳・下膳実施 必要に応じて配膳・下膳実施 必要に応じて食事介助実施	ご本人希望による場合1回735円	必要に応じ毎食時配膳・下膳実施 必要に応じて配膳・下膳実施 必要に応じて食事介助実施	ご本人希望による場合1回735円
排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 (一時介護室及び介護居室にて提供)	—	—	必要に応じて排泄介助	オムツが必要な場合実費負担	必要に応じて排泄介助	オムツが必要な場合実費負担	必要に応じて排泄介助	オムツが必要な場合実費負担
入浴等 ・清拭 ・一般浴介助 ・特殊浴介助 (入浴介助は原則、一時介護室、介護居室の浴室にて提供。)	—	—	状態に応じて入浴可能な場合は入浴介助、あるいは清拭を週に3回まで実施	週3回を越えて入浴または清拭を希望する場合 入浴：1,575円/回(30分)ただし清拭は1,050円/回(20分)	状態に応じて入浴可能な場合は入浴介助、あるいは清拭を週3回まで実施	週3回を越えて入浴または清拭を希望する場合 入浴：1,575円/回(30分)ただし清拭は1,050円/回(20分)	状態に応じて入浴可能な場合は入浴介助、あるいは清拭を週に3回まで実施	週3回を越えて入浴または清拭を希望する場合 入浴：1,575円/回(30分)ただし清拭は1,050円/回(20分)
身辺介助 体位変換 居室からの移動 衣類の着脱 身だしなみ介助 (は原則、一時介護室、介護居室にて提供。)	—	—	必要に応じ生活全般に渡り、1日延べ1時間以内の範囲で介助全般実施。	ご利用者の特別な希望により行われる個別的身辺介助サービスについては別途相談(有料)	必要に応じ実施 必要に応じ付添いを実施 起床時、就寝前、及び汚れた時に随時介助実施 必要に応じ実施	ご利用者の特別な希望により行われる個別的身辺介助サービスについては別途相談(有料)	必要に応じ実施 必要に応じ付添いを実施 起床時、就寝前、及び汚れた時に随時介助実施 必要に応じ実施	ご利用者の特別な希望により行われる個別的身辺介助サービスについては別途相談(有料)
通院の介助 (指定医療機関への通院介助) 付添い、受診手続 送迎	—	—	必要に応じて実施 必要に応じて実施	協力医療機関以外ご希望の場合別途相談(要日程相談、付添者1名につき¥1,575/30分+交通費等実費)	必要に応じて実施 必要に応じて実施	協力医療機関以外ご希望の場合別途相談(要日程相談、付添者1名につき¥1,575/30分+交通費等実費)	必要に応じて実施 必要に応じて実施	協力医療機関以外ご希望の場合別途相談(要日程相談、付添者1名につき¥1,575/30分+交通費等実費)
緊急対応・ 緊急コール 機能訓練	都度対応	—	都度対応	—	都度対応	—	都度対応	—
生活サービス 一般居室内の家事 居室清掃 洗濯サービス 一時介護室・介護居室内の家事 環境整備 洗濯サービス ペットメーキング (は汚れた場合は随時交換あり)	—	実費負担 全ての洗濯サービス(含むクリーニング)は実費負担	週1回30分程度実施 週1回まで 下着、寝間着、靴下等色落ちしない水洗可能なもの 原則毎日実施 週3回まで 下着、寝間着、靴下等色落ちしない水洗可能なもの 週2回	週1回を超える場合は60分 3,150円～ 規定を越える洗濯サービス、及び上着、外出着等のクリーニングは実費負担 ご希望により週2回を超える場合1回1,575円 実費負担	週1回30分程度実施 週1回まで 下着、寝間着、靴下等色落ちしない水洗可能なもの 原則毎日実施 週3回まで ご希望により週2回を超える場合1回1,575円 実費負担	週1回を超える場合は60分 3,150円～ 規定を越える洗濯サービス、及び上着、外出着等のクリーニングは実費負担 ご希望により週2回を超える場合1回1,575円 実費負担	週1回30分程度実施 週1回まで 下着、寝間着、靴下等色落ちしない水洗可能なもの 原則毎日実施 週3回まで ご希望により週1回を超える場合1回1,575円 実費負担	週1回を超える場合は60分 3,150円～ 規定を越える洗濯サービス、及び上着、外出着等のクリーニングは実費負担 ご希望により週1回を超える場合1回1,575円 実費負担
理美容	—	実費負担	—	実費負担	—	実費負担	—	実費負担
代行 所定店舗への買物 所定の役所手続き	—	施設周辺30分1,575円 施設の指定日に実施 1回1,575円	週2回まで施設の指定日に実施	指定日以外に代行を希望する場合又は個別の銘柄の買物を希望する場合施設周辺30分1,575円 1回1,575円	週2回まで施設の指定日に実施	指定日以外に代行を希望する場合又は個別の銘柄の買物を希望する場合施設周辺30分1,575円 1回1,575円	週2回まで施設の指定日に実施	指定日以外に代行を希望する場合又は個別の銘柄の買物を希望する場合施設周辺30分1,575円 1回1,575円
健康管理サービス 健康相談 生活相談 医師の定期的診療	随時実施 随時実施	保険診療	健康診断年1回、人間ドック年1回実施 随時実施 随時実施	保険診療	健康診断年1回、人間ドック年1回実施 随時実施 随時実施	保険診療	健康診断年1回、人間ドック年1回実施 随時実施 随時実施	保険診療
入退院時、入院中のサービス(指定医療機関への入退院時、入院中のサービス) 医療費 移送サービス 訪問	—	保険診療	必要に応じて実施 週1回程度 訪問実施	保険診療	必要に応じて実施 週1回程度 訪問実施	保険診療	必要に応じて実施 週1回程度 訪問実施	保険診療
その他サービス レクリエーション クラブ活動	日常レク(含む外出レク・買物レク)他、地域連携活動、コンサート、講演会等	材料費などは実費負担	日常レク(含む外出レク・買物レク)他、地域連携活動、コンサート、講演会等	材料費などは実費負担	日常レク(含む外出レク・買物レク)他、地域連携活動、コンサート、講演会等	材料費などは実費負担	日常レク(含む外出レク・買物レク)他、地域連携活動、コンサート、講演会等	材料費などは実費負担

2011年1月1日現在

自立 の定義：自立した生活のできる入居者

自立 の定義：風邪などの比較的軽い一時的な疾病のある方、術後の療養の必要な方、急病の方の他、介護保険認定は受けていないが加齢等により一時的に日常生活に援助が必要な状態となり入居者

処遇委員会において介護サービスが必要と判定された入居者